

西濃用水第三期地区
西部幹線水路池田サイホン整備工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所

項目	内容				
第1章 総則	<p>西濃用水第三期地区西部幹線水路池田サイホン整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>				
第2章 工事内容					
1. 目的	本工事は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画に基づき、西部幹線水路の整備工事を行うものである。				
2. 工事場所	岐阜県揖斐郡池田町田畠他地内				
3. 工事概要	<p>本工事の概要是次のとおりである。</p> <p>水路延長 L = 187. 620m 施工始点 測点No. 62+38. 660 施工終点 測点No. 64+26. 280</p> <p>内訳</p> <table> <tr> <td>(1) 水路補修工</td> <td>53箇所</td> </tr> <tr> <td>(2) 付帯施設整備工</td> <td>1式</td> </tr> </table>	(1) 水路補修工	53箇所	(2) 付帯施設整備工	1式
(1) 水路補修工	53箇所				
(2) 付帯施設整備工	1式				
4. 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。				
第3章 施工条件					
1. 工程制限	本工事区間は、現行水利使用規則より、断水可能となる10月16日以降でなければ水路内工事に着手できない。				
2. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日は、水路補修工においては雨天・休日等月当たり11日、付帯施設工については14日を見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。</p>				
3. 施工しない日	<p>原則、土曜日及び日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）。</p> <p>ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。</p> <p>なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>				
4. 施工しない時間帯	<p>原則、平日の午後5時から午前9時まで。</p> <p>なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>				
5. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1－1－10に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。				
第4章 現場条件					
1. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分な連絡・調整を行い工事工程に支障が生じないようにしなければならない。				

項目	内 容				
	工事名	施工予定時期			
	西濃用水第三期地区 西部幹線水路池田サイホン改修その1工事				令和7年9月～令和8年3月
2. 第三者に対する措置					
(1) 騒音及び振動対策	<p>騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。</p>				
(2) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>ただし、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員の指示によるものとする。</p>				
(3) 交通対策	<p>資機材等の搬入・搬出時における道路上への作業車両の停車については、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。</p>				
(4) 耕作者対策	<p>工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。</p> <p>なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。</p>				
(5) 資材等の仮置き	<p>水路用地内に資材等を仮置きする場合は、第三者及び作業員への安全を確保するとともに、用水管理に支障が生じないよう、受注者の責任において管理するものとする。</p>				
(6) その他	<p>既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p>				
3. 関係機関との調整	<p>関係機関との協議は、発注者側において工事着手までに完了する予定である。</p> <p>ただし、任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が必要な手続きを行わなければならない。</p>				
第5章 指定仮設					
1. 一般事項	<p>本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>なお、受注者は、共通仕様書3-20-1に基づき指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。</p>				

項目	内容
2. 工事用進入路	<p>工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。</p> <p>また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
3. 換気設備	<p>換気設備については、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、酸素濃度を18%以上に保つための換気設備を設置するものとする。</p> <p>なお、施設の規模、施工方法、施工条件等を考慮したうえで、施設内を換気するのに効果的な設備を選定し、排気ガス等の流入を防止するよう留意しなければならない。</p>
4. 水替工	<p>工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。</p> <p>(1) 11号マンホール 測点No. 54+93. 70～58+2. 94 : Q=1, 106m³</p> <p>(2) 13号マンホール 測点No. 57+24. 70～64+49. 58 : Q=2, 776m³</p>
第6章 工事用地等	
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	<p>前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者が確保した用地の使用と返還後においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。</p>
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。
第8章 工事用材料	
1. 規格及び品質	本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。
(1) 水路補修工	<p>1) SUS 製止水バンド</p> <p>口径 φ2, 300mm 内水圧 1.0Mpa を許容 外水圧 0.1Mpa を許容 止水ゴム材質 水道用ゴム (JIS K 6353) ステンレス鋼板 SUS304 (JIS G 430 又は4305)</p>

	工種	区分	試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値
止水 バン ド工	材料	ゴム	デュロメーター 硬さ	JIS K 6253の5 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー硬さの求め方—第5部：硬さ試験機の校正及び検証)	分類による許容差内
			引張試験	7.0MPa (71.4kgf/cm ²) 荷重時 の伸び	JIS K 6251 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方)
				引張強さ	JIS K 6251 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方)
		促進 老化 試験	伸び (%)	JIS K 6251 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方)	分類による値以上
			引張強さ変化率 (%)	JIS K 6257 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー熱老化特性の求め方)	分類による値以内
			伸び変化率 (%)	JIS K 6257 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー熱老化特性の求め方)	分類による値以内
			デュロメーター硬さの 変化 (H _A)	JIS K 6257 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー熱老化特性の求め方)	分類による規格値内
		鋼材	圧縮永久ひずみ (%)	JIS K 6262 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー常温, 高温及び低温における圧縮永久ひずみの求め方)	分類による値以下
			品 質	種類及び物 性値・質量・ 寸法の明示	JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) 及びJIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) に準拠
		本体	ボルト	種類及び鋼 種・寸法の 明示	JIS B 1180 (六角ボルト) 等に準拠
			水密性	内水圧試験 継手変位なし	所定の 水圧で 漏水が ないこ と
				内水圧試験 継手変位あり (ジョイント間隔・段差)	
				外水圧試験 継手変位なし	
				外水圧試験 継手変位あり (たわみ)	

<p>(2) 付帯施設整備工</p>	<p>1) 弁類 水道用仕切弁 (JIS B 2062) 形式：内ねじ仕切弁(両面収縮機能付) 呼び径：φ 200mm 弁箱材質：FCD450-10 弁棒：SUS304 使用圧力：0.75MPa フランジ圧力：7.5k 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗装（色調：マーセルN5.5） 水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (JWWA B 122) 形式：内ねじ仕切弁 呼び径：φ 200mm 弁箱材質：FCD450-10 弁棒：SUS304 弁座：CAC406 使用圧力：0.75MPa フランジ圧力：7.5k 塗装：内面水道用エポキシ樹脂粉体塗装、外面水道用合成樹脂塗装（黒） 2) 縞鋼板 1,480×1,470×6 mm 1,480×1,530×6 mm 710×1,470×6 mm 710×1,530×6 mm</p>														
<p>2. 見本又は資料の提出</p>	<p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="425 945 1453 1129"> <tr> <th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr> <tr> <td>止水バンド</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>弁類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>その他監督員が指示するもの</td><td>試験成績書、見本、カタログ等</td></tr> </table>	材 料 名	提 出 物	止水バンド	カタログ、試験成績書	弁類	カタログ、試験成績書	その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等						
材 料 名	提 出 物														
止水バンド	カタログ、試験成績書														
弁類	カタログ、試験成績書														
その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等														
<p>3. 監督職員の検査又は試験</p>	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="425 1253 1453 1376"> <tr> <th>材 料 名</th><th>検査、試験項目</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>止水バンド</td><td>外観・形状・寸法</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>その他主要資材</td><td>外観・寸法</td><td>現場搬入時</td></tr> </table>	材 料 名	検査、試験項目	備考	止水バンド	外観・形状・寸法	現場搬入時	その他主要資材	外観・寸法	現場搬入時					
材 料 名	検査、試験項目	備考													
止水バンド	外観・形状・寸法	現場搬入時													
その他主要資材	外観・寸法	現場搬入時													
<p>第9章 施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 検測又は確認 (施工段階確認)</p>	<p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="425 1702 1453 1960"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">止水バンド工</td><td>管内面状況、設置部の下地処理状況</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>設置位置、ボルト締付トルク</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p>	工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考	止水バンド工	管内面状況、設置部の下地処理状況	初期施工段階で1箇所			設置位置、ボルト締付トルク	初期施工段階で1箇所		
工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考											
止水バンド工	管内面状況、設置部の下地処理状況	初期施工段階で1箇所													
	設置位置、ボルト締付トルク	初期施工段階で1箇所													

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

3. 有価物受入地

本工事で撤去する有価物の受入地は、西濃用水土地改良区連合を想定しており、搬出予定有価物は次のとおりとする。

なお、有価物は受入地に搬出する前に監督職員立会のもと重量を量り、その結果を監督職員に報告するものとする

名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要
西濃用水土地改良区連合	岐阜県揖斐郡揖斐川町上岡島19-3	仕切弁、縞鋼板	撤去物

4. 止水バンド設置工

(1) 一般事項

1) 工法は、止水バンド工法を想定している。この工法以外により水路補修を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。

2) 使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、降雨等の影響を受けないように保管するものとする。

3) 作業に当たっては、「酸素欠乏症防止等規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）」に基づき、あらかじめ酸素欠乏測定器で調査をするとともに、換気を十分に行うなど、酸素欠乏事故等を起こすことのないように注意して施工しなければならない。

4) 施工時の作業環境（湿度、温度、管内面状況）に十分留意し、適切な環境条件下で安全に施工できるよう努めるものとする。

5) 各施工段階での作業時間、養生時間を十分考慮し、施工を行うものとする。

6) 品質に重大な影響を及ぼす恐れのある事態が発生した場合は、遅滞なく監督職員と協議し、適切な措置を講じるものとする。

継手部背面から湧水が流入する場合は、止水処理又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

(2) 準備工

(3) 下地処理

1) 清掃

止水バンドの施工に先立ち、ウエス等により管内面のゴミ、埃、泥等を除去し、止水バンドが管内面に密着できるよう清掃を行うものとする。

2) マーキング（芯出し）

管継手に対して止水バンドが均等に設置されるようにマーキング（芯出し）を行った上で施工するものとする。

(4) 止水バンド設置

止水バンドの施工に当たっては、作業計画書を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、設置位置については、設計図書に示すとおりであるが、変更がある

	<p>場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>第10章 施工管理</p> <p>1. 主任技術者等の資格</p> <p>主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1－1－11に規定する(1)、(2)又は(3)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2. 施工管理 (1) 施工管理の追加項目</p> <p>本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」(以下「施工管理基準」という。)によるものとし、これに定めのない追加項目とその管理基準値等は次によらなければならない。 なお、施工管理基準と追加項目に定めのない項目については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。</p> <p>3. 工事写真における黒板情報の電子化について</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.htm1)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載し</p>
--	---

	<p>た写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p> <p>4. 工事現場等における遠隔確認について</p> <p>(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「https://www.maff.go.jp/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」）によるものとする。</p> <p>(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。</p> <p>(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>
<p>第11章 天災その他不可抗力</p> <p>1. 工事現場の巡視等について</p>	<p>受注者は工事現場を隨時巡視し、災害防止のため、必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>この場合は、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。</p> <p>なお、臨機の措置に要した費用については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。</p>
<p>第12章 条件変更の補足説明</p>	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 断水期間及び断水時間に変更が生じた場合。</p> <p>(2) 工事期間中に工事目的物を使用したことによって、受注者に損害を及ぼした場合。</p> <p>(3) 想定する施工方法等の変更が必要となった場合。</p> <p>(4) 新たな補修等が必要となった場合。</p> <p>(5) 補修工の養生対策が必要となった場合。</p> <p>(6) ポンプ等による水替工が変更となった場合。</p> <p>(7) 仮設足場が必要となった場合。</p> <p>(8) 継手部背面からの湧水の止水処理又は導水処理が必要となった場合。</p> <p>(9) 交通誘導員の配置計画に変更が生じた場合。</p> <p>(10) 歩掛調査等を追加する場合。</p> <p>(11) 第三者との協議により変更が生じた場合。</p> <p>(12) 関係機関及び地元との協議調整により、工事を変更・追加する場合。</p> <p>(13) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。</p> <p>(14) 遠隔確認を行う場合。</p> <p>(15) その他工事施工上、監督職員が必要と認めたもの。</p>
<p>第13章 公共事業関係調査に対する協力</p>	<p>(1) 歩掛調査</p> <p>本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。</p>

	<p>なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。</p> <p>(2) 間接工事費等諸経費動向調査</p> <p>本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。</p> <p>なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。</p> <p>また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。</p> <p>第14章 その他</p> <p>1. 契約後VE 提案</p> <p>(1) 定義</p> <p>「VE 提案」とは、工事請負契約書第19 条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>(2) VE 提案の意義及び範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 <p>(3) VE 提案書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受注者は、(2)のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項をVE 提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 <p>(4) VE 提案の適否等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。 <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
--	--

	<p>③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE 管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>(5) VE 提案書の使用</p> <p>発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>(6) 責任の所在</p> <p>発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>
2. 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
3. 配置予定監理技術者等の専任期間	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>また、工事現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。</p>
4. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサ

	<p>イト) を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）</p> <p>工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 対策検討会議</p> <p>工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。</p> <p>なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>(5) 建設コンサルタントの出席</p> <p>上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p> <p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>5. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について</p> <p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。</p> <p>営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共</p>
--	---

	<p>通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
6. 現場環境の改善の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下のア～サの仕様をたす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洋式（洋風）トイレ イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） <p>【付属品として備えるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ul style="list-style-type: none"> シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） <p>(2) 快適トイレに要する費用</p>

	<p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／施工箇所までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>7. 現場環境改善費</p> <p>（1）現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し、合計 5 つの内容を実施することとする。</p> <p>ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。</p> <p>なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>（2）次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>（3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 1107 632 1163">計上項目</th><th data-bbox="632 1107 1468 1163">実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 1163 632 1388">仮設備関係</td><td data-bbox="632 1163 1468 1388"> ①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 </td></tr> <tr> <td data-bbox="430 1388 632 1612">営繕関係</td><td data-bbox="632 1388 1468 1612"> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td></tr> <tr> <td data-bbox="430 1612 632 1680">安全関係</td><td data-bbox="632 1612 1468 1680"> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策 </td></tr> <tr> <td data-bbox="430 1680 632 2050">地域連携</td><td data-bbox="632 1680 1468 2050"> ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 </td></tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										

8．週休2日制工事の試行	<p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。</p> <p>受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p>なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 <p>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、受注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 <p>ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 <p>なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記録された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できぬ場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p>
--------------	---

	<p>① 補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th><th>月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日) 以上)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。</p> <p>なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p>		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日) 以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05
	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日) 以上)											
労務費	1.02	1.02											
共通仮設費(率分)	1.05	1.04											
現場管理費(率分)	1.06	1.05											
9. 週休2日制の促進	<p>(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p>												
10. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	<p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>(2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>												
11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>(1) 本工事は、熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>(2) 用語の具体的な内容は以下のとおりである。</p> <p>ア 真夏日 日最高気温が30°C以上の日をいう。</p> <p>イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では、夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 </div> <p>(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測結果確認方法及び確認結果の報告方法を記載した施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(4) 日最高気温については、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観</p>												

	<p>測所での計測結果、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。</p> <p>なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日とみなすものとする。</p> <p>ただし、これにより難い場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。</p> <p>(5) 受注者は、監督職員に計測結果を報告するものとする。</p> <p>(6) 発注者は、上記(5)に基づき工期中の真夏日率を算定、以下の式により算出された補正率を現場管理費率に加算して、設計変更を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> $\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 1.2$ </div> <p>※補正係数 : 1.2</p> <p>(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。</p> <p>(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
--	---

14. 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている142日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和8年3月13日（工事完了期限日）まで</p>
15. CORINSへの登録	<p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>
16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	<p>(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。</p> <p>ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p>
○事業所長用	<p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <p><input type="checkbox"/>令和6年9月20日からの大雨（※1）の被災地域における被災農林漁家を雇用した。（7.5点）</p> <p><input type="checkbox"/>令和6年9月20日からの大雨（※1）の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。（5点）</p> <p><input type="checkbox"/>令和6年9月20日からの大雨（※1）の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（2.5点）</p>
17. 施工箇所が点在する工事の適用	<p>(1) 本工事は施工箇所が点在する工事であり、『田畠工区（付帯施設整備工）、藤代工区（水路補修工）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。</p> <p>(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。</p> <p>なお、共通仮設费率及び現場管理费率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。</p>
第15章 定めなき事項	<p>この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所長

藤澤 貴充 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	西濃用水第三期地区 西部幹線水路池田サイホン整備工事
工 事 場 所	岐阜県揖斐郡池田町田畠他地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (○○○日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度

西濃用水第三期（農業水利）

西濃用水第三期地区 西部幹線水路池田サイホン整備工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局
西濃用水第三期農業水利事業所

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
I. 管更生工事				
1. 水路補修工				
(1)継手補修工				
継手補修	現場内運搬100m未満、管路勾配5度未満	箇所	19	
継手補修	現場内運搬100m未満、管路勾配5度以上10度未満	箇所	7	
継手補修	現場内運搬100m以上200m未満、管路勾配5度未満	箇所	27	
勾配サポート梁		式	1	
2. 仮設工				
(1)排水処理工				
排水ポンプ	11号マンホール	式	1	
排水ポンプ	13号マンホール	式	1	
(2)仮設備工				
換気設備		式	2	
(3)安全費				
交通誘導警備員		人	17	
3. その他				
II. 管水路工事				
1. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
弁類	仕切弁 φ200 (A)	基	1	
弁類	仕切弁 φ200 (B)	基	2	
蓋	縞鋼板 1480×1470×6	枚	1	
蓋	縞鋼板 1480×1530×6	枚	1	
蓋	縞鋼板 710×1470×6	枚	1	
蓋	縞鋼板 710×1530×6	枚	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
有価物運搬		ton	0.656	
2. 管体工				
(1) 弁設置工				
弁類	仕切弁 $\phi 200$ (A)	基	1	
弁類	仕切弁 $\phi 200$ (B)	基	2	
3. 分水弁室工				
(1) 弁室工				
蓋	縞鋼板 1480×1470×6	枚	1	
蓋	縞鋼板 1480×1530×6	枚	1	
蓋	縞鋼板 710×1470×6	枚	1	
蓋	縞鋼板 710×1530×6	枚	1	
4. 仮設工				
(1) 安全費				
交通誘導警備員		人	2	
5. その他				